

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(抄)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

（中略）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（中略）

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

（中略）

（補助対象期間）

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

（中略）

（生活交通確保維持改善計画）

第7条 略

3 都道府県協議会等は、第1項第三号の運送予定者の選定に当たっては、これに拠りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。

（中略）

（生活交通確保維持改善計画の策定）

第8条 都道府県協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行

を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

2 前項の認定申請は、様式第1-1による生活交通確保維持改善計画認定申請書（地域間幹線系統確保維持計画の認定申請にあつては、様式第1-3による地域間幹線系統確保維持計画認定申請書）を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあつては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

3 都道府県協議会等は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 運送予定者それぞれの、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

二 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度の9月30日を末日とする1年間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

二の二 第4条第3項の規定により活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合にあつては、当該協議会を補助対象事業者とすることに関する当該協議会における協議結果が確認できる書類及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

三 幹線再編特例を受けようとする場合にあつては、認定を受けた再編計画の写し及び幹線再編特例を受けようとする系統の再編の概要（生活交通確保維持改善計画の変更）

第9条 都道府県協議会等は、前条の事業内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の認定申請は、様式第1-2による生活交通確保維持改善計画変更認定申請書（地域間幹線系統確保維持計画の変更に係る認定申請にあつては、様式第1-4による地域間幹線系統確保維持計画変更認定申請書）を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。
（補助額の内定）

第10条 大臣は、都道府県協議会等から第8条第2項の規定に基づく生活交通確保維持改善計画認定申請書又は前条第2項に基づく生活交通確保維持改善計画変更認定申請書の提出があつたときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあつては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあつては予定変更日前。次項において同じ。）に認定及び補助額の内定を行い、当該都道府県協議会等に通知するものとする。

2 都道府県協議会等は、前項の通知があつたときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。

3 補助対象事業者は、都道府県協議会等から前項の通知があつたときは、当該

通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

(補助金交付申請)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-8による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第12条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第1-9による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 補助対象事業者(第4条第3項の規定により活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合にあっては、生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載された者。第14条において同じ。)が、認定を受けた生活交通確保維持改善計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、大臣は第10条第1項で都道府県協議会等に通知した内定額から全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。この場合において、補助対象期間の末日(9月30日)までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこれらの限りではない。

(補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-21による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第14条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第15条 本節における補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者(以下「バス事業者等」という。)であって、協議会又は市区町村等(以下「市区町村協議会等」という。)が協議会の議論を経て、第17条に基づき定めた生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。)に運送予定者として記載されている者とする。

2 既に第18条の規定により読み替えて準用する第10条第1項の規定により認定を受けた生活交通確保維持改善計画に係る補助対象系統が廃止される場合において、当該計画に記載されたバス事業者等に代わって、道路運送法第21条第1項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う同法第3条第1号に定める一般貸切旅客自動車運送事業又は同法に定める一般乗用旅客自動車運送事業を営む者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、前項の規定にかかわらず、これらの者は、本節

における補助対象事業者とする。

3 前2項に定める生活交通確保維持改善計画に係る議論を行う協議会が活性化法法定協議会である場合においては、これらの項に定める運送予定者のほか、活性化法法定協議会を補助対象事業者とすることができる。

4 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助対象事業の基準)

第16条 本節における補助対象事業は、別表7に定める要件に適合する系統に係る運行であって、かつ、別表8に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。

2 前項の規定は、再編計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表7」とあるのは「別表9」と、「別表8」とあるのは「別表10」と読み替えるものとする。

(生活交通確保維持改善計画)

第17条 陸上交通(地域内フィーダー系統)に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3カ年の事項について具体的に記載するものとする。

一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統(区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。)の概要及び運送予定者

四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

六 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法(活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限り。)

2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域内フィーダー系統確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第7条第2項の地域間幹線系統確保維持計画の策定があるときは、市町村協議会等は、当該計画との整合を確保すること。

3 第16条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例(以下この節において「フィーダー再編特例」という。)を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項のうち再編計画に記載された事項については、別に定めるところにより記載を省略することができる。

(準用規定)

第18条 第5条、第7条第3項、第8条(第3項第2号を除く。)から第14条までの規定は、本節において準用する。この場合において、第7条第3項から第10条まで及び第12条第2項中「都道府県協議会等」とあるのは、「市区町村協議会等」と、第8条第2項及び第9条第2項中「地域間幹線系統確保維持計画」とあるのは、「地域内フィーダー系統確保維持計画」と、第8条第2項中「様式第1-3」とあるのは、「様式第1-6」と、同条第3項第2号

の 2 中「第 4 条第 3 項」とあるのは「第 1 5 条第 3 項」と、第 9 条第 2 項中「様式第 1 - 4」とあるのは、「様式第 1 - 7」と、第 1 0 条第 1 項中「第 6 条」とあるのは「第 1 6 条」と、第 1 2 条第 2 項中「第 4 条第 3 項」とあるのは、「第 1 5 条第 3 項」と、読み替えるものとする。

(後略)